病後児保育利用料補助事業 平成29年度前期の実施について実施期間: 平成29年4月1日~ 平成29年9月30日利用分

- Q. 病後児保育利用料補助事業とは…?
- A. 病後児保育利用料の一部を補助します。

広島大学の職員の子(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下、「乳幼児」という。)が、病気や怪我の回復期にあるため集団保育が困難な期間について、病後児保育施設を利用した場合の利用料の補助を行う事業です。(対象施設はHPに掲載)

- 【利用対象者】 広島大学に在職する職員のうち、学内外の保育園を利用している者、又は、就業、介護等の事由により、 その保育すべき乳幼児を家庭で保育することができない者
- 【利用方法】 対象の病後児保育施設利用後、翌月5日までに、下記の書類を提出してください。
 - ① 病後児保育利用料補助金請求書
 - ② 施設が発行した利用料金の領収書
 - ③ 利用した乳幼児の氏名が分かる書類(保育日誌の写しなど。②で確認できる場合は省略可。)
 - ※初回請求時のみ「病後児保育利用料補助事業利用申請書」も提出してください。
 - ※非常勤職員(クリニカル・スタッフを含む)の方は、②もしくは③に、当日が本学での勤務日だった旨を 記載してください。
- 【補助金額】 下記A、Bのうちいずれか低い額
 - A. 病後児保育施設に支払った費用の3分の2を超えない額 《10円未満切り捨て》
 - B. 1,000円
- 【補助回数】 乳幼児1人当たり 実施期間中 8回 (8日を限度)まで

事業の詳細、申込書類は男女共同参画推進室のHPをご覧ください URL: https://www.hiroshima-u.ac.jp/gender/worklife/byogojisupport

